

片品村土出グラウンド人工芝化整備事業

設計・施工に係る要求水準書

目次

第1章 基本的事項

第2章 整備対象施設に係る要求水準

第3章 本工事の設計業務に係る要求水準

第4章 本工事及び工事監理業務に係る要求水準

片品村教育委員会

第1章 基本的事項

1 本書の位置づけ

本要求水準書は、片品村土出グラウンドの人工芝化改修において、本事業を行うもの（以下「受注者」という。）が実施する設計・施工業務の水準を示すものです。

この水準は、本業務において要求する内容及び質を満たすべき最低限の水準であり、事業者が、本書に示す基準を上回る水準で業務を実施することを妨げるものではありません。

2 本事業の背景

片品北小学校跡地である片品村土出グラウンドは、村民や村外からの合宿などで利用されている。村内のサッカー競技団体等が利用している菅沼地内の村民グラウンドが地盤不良や老朽化により地割れや陥没がみられ、今後継続して使用することが難しい状況になると考えられることから、片品村土出グラウンドを人工芝化し、サッカー競技団体やグラウンドゴルフ等がより快適にプレーできる環境を整えるものである。また片品村土出グラウンド周辺には宿泊施設が充実していることから、村外から合宿等で訪れる利用者も見込んでいる。

3 受注者の業務概要

本事業では、次の工事に係る設計・施工業務を行うものとする。

- (1) 人工芝改修工事（下地・排水工事含む）
- (2) 防球ネット新設工事

4 本工事のスケジュール

本工事の履行期間は、契約日の翌日から原則令和6年度中とします。ただし、技術提案により工期が短縮された場合は、提案された期日までとします。

5 遵守すべき法令等

本事業の調査・設計及び施工にあたっては、各種関連する法令等及び次の適用図書を遵守してください。なお、次に記載のない各種基準・指針等についても本事業の要求水準に照らし準拠してください。ただし、同等の水準・機能を有すると村が認めたものは、この限りではありません。

【適用図書】

- ・ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編（国土交通省大臣官房庁営繕部）
- ・ 関東地方整備局土木工事共通仕様書（国土交通省関東地方整備局）
- ・ 群馬県土木工事標準図集（群馬県県土整備部）
- ・ 屋外体育施設の建設指針（日本体育施設協会屋外体育部会）
- ・ JFA ロングピッチ人工芝ピッチ公認制度ガイドライン（日本サッカー協会）

- ・その他関連する基準・指針等

6 要求水準書等の変更に関する事項

(1) 発注者による変更

発注者は、履行期間中に次の理由により要求水準を見直し、その変更を行うことができるものとします。

- ・法令等の改正により、業務内容が著しく変更されたとき。
- ・災害等により特別な業務内容が必要なとき、又は業務内容が著しく変更されたとき。
- ・発注者の事由により、業務内容の変更が必要なとき。
- ・その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 受注者による変更

受注者は、履行期間中に要求水準書等に示された内容に対して変更提案をすることができ、発注者が適当と判断した変更提案については、要求水準書等の内容を変更することができるものとします。なお、変更提案に関しては、次の事項に留意してください。

- ・提案により変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす範囲についての品質の保証など一切の責任は、受注者が負うものとする。
- ・変更提案は、要求水準書に明示された性能と同等以上の性能を確保するものとする。
- ・工期短縮につながる変更提案は、発注者が適当と判断した場合に変更を認める。
- ・契約締結後、受注者の責めに帰すことのできない事由により、本プロポーザルにおける受注候補者選定時に採用された技術提案が実現不可能となった場合の変更については、発注者と受注者双方協議して定めるものとする。

第2章 整備対象施設に係る要求水準

1 本計画の基本的な考え方

「第1章 2 本事業の背景」で述べた通り、村内のサッカーやグラウンドゴルフ等の競技者および村外から合宿等で訪れる競技者の利用を見込んでおり、今後本村の主要スポーツ施設として活用していくことを目指しています。

整備にあたっては、以下の2つを基本的な考え方として設定します。

(1) 汎用性の高い施設

少年サッカーを始めとする大会イベントの開催、運動会など多様な利用が可能なスポーツ交流施設として、汎用性の高い施設づくりを目指すこと。

(2) ライフサイクルに配慮した施設づくり

維持管理が容易な施設であるとともに、機能が長期間維持、発揮できるよう、耐用性へ配慮すること。また、更新等の様々な状況の変化・進展に対して柔軟に対応できるよう配慮すること。

2 工事計画・品質に係る要求水準

要求水準

- ① 今回の計画において予定地の地形、地質等を鑑み、上述の基本的な考え方に沿って適正な勾配、平坦性が確保できる舗装構成を検討すること。
- ② グラウンドの舗装構成は各社の提案によるものとするが、計画地は約1,000mの標高でいわゆる寒冷地に分類されるため、凍上による影響を考慮し各種気象条件、土質、地盤水位等の過去の事例や調査等を実施し十分に検討を行うこと。
- ③ 使用する人工芝は、住友ゴム工業製ハイブリッドターフE×II-55 同等品以上とし、下記の物性及び項目を満たすものを使用すること。

パイル材質/製法	ポリエチレン/モノフィラメントヤーン
パイル長さ/カラー	55 mm以上/主要緑色濃淡2色混摺
パイル織度/厚み	16,800dtex 株以上/400 μ m 厚以上
充填目砂	特殊粒度調整珪砂 ϕ 0.2~1.5 mm
充填緩衝材	粒度調整ゴムチップ ϕ 0.3~2.8 mm

- ・人工芝品質を担保するため JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品を使用し、製品検査完了証(写し)を提出すること。但し、公認ピッチの申請は行わない。
 - ・寒冷地における品質を担保するため、寒冷地(≡積雪地域)施工100万 m^2 以上の実績を有するメーカー品を使用するよう努めるものとする。
 - ・埋め込み競技ラインの色や幅、位置については監督員との協議によるものとする。
- ④ 降雨後早い時間内に利用可能となるように排水計画を行うこと。流入水の有無、地下水位の高さ、流末の状況の調査を行い、過去の降水、降雪量を鑑み排水設備を実施すること。尚、グラウンドから場外へ排水を行う際には、マイクロプラスチックの流出

抑制の検討、実施を行うこと。

- ⑤ グラウンドに隣接する施設への飛球を有効に防ぐ防球ネットを設置すること。防球ネットの設置にあたっては十分な強度を有する柱の選定を実施し、基礎部分においても耐力を持つこと。またネットに関しては飛球の衝撃を考慮し、耐久性のあるものを設置すること。
- ⑥ 少年サッカー競技に必要となるゴール、ゴールネット、コーナーフラッグ、コーナーフラッグポストの調達は、本事業には含まない。ただし、これらを設置するための基礎工事については、本事業に含むものとする。
- ⑦ 受注者は、本工事の一部（一般土木、舗装等の工種）において下請事業者を選定する際、業務の難易度や規模から「村内業者」でも十分に対応可能と判断される場合は、村内産業の活性化、育成、振興を図る観点から片品村内に主たる営業所を有する者の中から優先的に選定するよう努めるものとする。
- ⑧ 受注者は、工事資材を調達するにあたり、配達距離等「村内業者」の優位性が確保できる場合は、村内産業の活性化、育成、振興を図る観点から片品村内の販売業者から優先的に調達するよう努めるものとする。
- ⑨ その他、利便性や経済性の向上に資する有用な提案があれば、提案すること。

第3章 本工事の設計業務に係る要求水準

1 業務内容

- (1) 受注者が必要に応じて実施する各種調査地質調査のほか、受注者が必要と判断して行う調査は、受注者の負担において実施するものとします。(事前敷地測量、地中障害物調査等)。
- (2) 本工事の実施設計業務及び関連業務
 - ・受注者は、関連法令及び各種適用基準に基づいて業務を実施すること。
 - ・計画通知提出前及び工事着手前に、実施設計の内容を発注者に説明し、承認を得ること。また、必要に応じて設計内容を説明する資料を作成すること。
 - ・施設の供用開始後の運用方法及び維持管理方法について、発注者並びに当該施設の指定管理者と協議し、必要に応じて実施設計図書に反映すること。
 - ・上記は、施工業務着手後に実施設計図書の変更を行う場合にも準用することとします。

2 設計業務

設計業務では、受注者の責任において、要求水準書等の規定と同等又はそれ以上の性能又は仕様を提案し設計図書を作成するとともに、必要に応じて設計内容を説明する資料を作成し、計画通知提出前及び工事着手前に発注者に説明して承認を得るものとします。

3 提出物及び成果物

(1) 設計業務着手時

受注者は、設計業務着手に際し、次の事項を記載した業務計画書を発注者に提出し、承諾を得ることとします。

- ・設計業務内容
- ・設計業務工程表
- ・その他発注者が必要とする事項

(2) 設計業務完了時

受注者は、設計着手から完了までの各段階において、設計内容について図面や資料等により発注者に説明し承諾を受けるものとし、業務が完了した際には、次の成果物を提出することを基本とします。なお、提出部数及び作成内容の詳細については、設計業務実施時に発注者と協議して決定するものとします。

- ・設計図書
- ・施工工程表
- ・施工体制及び組織図（協力者を含む）
- ・担当技術者一覧表及び経歴書（協力者を含む）
- ・その他発注者が指示したもの一式

第4章 本工事及び工事監理業務に係る要求水準

1 業務範囲

受注者は、本要求水準書、契約書、設計図書、技術提案書に基づき、本施設の工事及び工事監理業務を行うものとします。

2 着手前の業務

(1) 各種申請業務

受注者は、本施設の工事に必要となる各種許認可、届出等の手続きを、事業スケジュールに支障がないよう適切に実施することとします。また、発注者が必要とする場合は、各種許認可等の写しを発注者に提出することとします。

(2) 近隣調査及び準備調査等

- ・着工に先立ち、周辺地域との調整及び準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣住民の理解を得ること。
- ・本事業の工事が周辺地域の生活環境に与える騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下等の諸影響についてあらかじめ調査、検討し、合理的に要求される範囲の対策を施すこと。
- ・周辺地域や近隣対策の実施については、発注者に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- ・工事に関する近隣からの苦情等については、受注者の責任において適切に対応し、処理を行うこと。

(3) 着工時の提出書類

受注者は、工事着手前に、総合施工計画書、工事全体工程表等を作成し、発注者に提出し承諾を得ることとします。

3 工事期間中の業務

(1) 工事

- ・受注者は、各種関連法令および工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書および施工計画に従って本施設の工事を実施すること。
- ・受注者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。
- ・受注者は、工事監理状況を発注者に毎月報告するほか、発注者から要請があれば施工の事前説明および事後報告を行うこと。
- ・発注者は、受注者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、受注者はこれに協力すること。
- ・工事により発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
- ・隣接する物件や、道路、公共施設等に損害を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、受注者の負担において行うこと。

- ・水道管、下水およびガス管等の既存インフラと干渉する場合は、その切り回し等を行うこと。
- ・工事途中において、当初実施設計内容に変更が生じた場合は、変更内容の分かる書類を発注者に提出し、承諾を得た後工事を行うこと。

(2) 工事監理

- ・受注者は、自らの責任において工事の監理を行うこと。
- ・工事監理者は、あらかじめ定められた時期における工事の進捗状況等を報告するほか、発注者から要請があった場合には適時報告、説明を行うこと。
- ・工事監理者は、月1回工事監理の状況を発注者に報告し、発注者が要請した場合は、随時報告を行うこと。
- ・受注者は、各種諸官庁への届出および検査立会を行うこと。

4 竣工後業務

(1) 受注者による竣工検査

- ・受注者は、自らの責任において、竣工検査および設備等の試運転を実施すること。
- ・受注者は、発注者に対して竣工検査および設備等の試運転の結果を報告すること。

(2) 発注者の工事完了確認

- ・発注者は、受注者による竣工検査および設備等の試運転並びに前項の検査終了後、以下の方法により工事完了確認を実施する。なお、工事完了確認の結果、設計図書と相違点があった場合、発注者は、受注者に対して改修または補修を求めることができる。
- ・発注者は、受注者の立会いの下で、工事完了確認を実施する。
- ・工事完了確認は、発注者が承認した設計との照合により実施する。

(3) 竣工図書の提出

受注者は、発注者による工事完了確認に必要な工事写真、工事に関する書類および検査済証等を発注者に提出すること。完成書類等は公共建築工事標準仕様書等に準ずること。

(4) 引渡書の提出

受注者は、発注者による工事完了確認後、引渡書を遅滞なく提出すること。

5 保険

受注者は、自らの負担により、必要と考えられる保険に加入することとします。

6 その他

- ・工事期間中は、定例打合せを実施すること。
- ・本要求水準書に定める事項について疑義が生じた場合又は本要求水準書に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議によるものとする。

以上